

妙高市希少野生動植物保護条例

(目的)

第1条 この条例は、希少な野生動植物が妙高市の自然環境の重要な構成要素の一つであるとともに市民の貴重な財産であり、その保護が生物多様性を確保していく上で欠かすことができないものであることに鑑み、市内に生息し、又は生育する希少な野生動植物を保護し、次代へ継承していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「希少野生動植物」とは、市内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、第8条に規定する基本方針で定めるものをいう。

- (1) その種の存続に支障を来す程度にその個体の数が著しく少ないもの
- (2) その種の個体の数が減少しつつあるもの
- (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その種の個体の生息又は生育の環境が悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、種の存続に支障を来す事情があるもの

(市の責務)

第3条 市は、野生動植物が置かれている状況を常に把握するとともに、希少野生動植物の保護に関する施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民及び市内に滞在する者は、希少野生動植物の保護に自ら努めるとともに、市が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、市が実施する希少野生動植物の保護に関する施策に協力しなければならない。

(財産権の尊重等)

第6条 この条例の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(国、県等との連携)

第7条 市は、希少野生動植物の保護に関する施策の実施に当たり、必要と認めるときは、国及び県その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携し、その推進に努めるものとする。

2 市長は、希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、国等に対し、執るべき必要な措置について協議を求めることができる。

(基本方針)

第8条 市長は、希少野生動植物の保護を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 希少野生動植物の保護に関する基本構想

- (2) 次条で指定する指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項
- (3) 次条で指定する指定希少野生動植物の個体等の取扱いに関する基本的な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、希少野生動植物の保護に関する重要な事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、妙高市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（指定希少野生動植物の指定）

第9条 市長は、希少野生動植物のうち、特に保護する必要があると認める種を指定希少野生動植物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

4 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 市長は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第4項中「前項の規定による告示」とあるのは、「第6項において準用する前項の規定による告示」と読み替えるものとする。

（捕獲等の禁止）

第10条 指定希少野生動植物の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合

(2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

(3) 国等が行う事務又は事業

2 他の法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等が許可の対象となる場合であつて、規則で定めるときは、前項の規定は適用しない。この場合において、捕獲等をしようとする者は、当該法令等を遵守しなければならない。

3 前項の場合において、その許可に係る捕獲等をする者は、規則で定めるところによりその許可を受けたことを証する旨を市長に報告しなければならない。

（捕獲等の許可）

第11条 学術研究又は保護のための繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に許可の申請をしなければならない。

3 市長は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。

(1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。

(2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有していないことその他の事由により個体を適切に扱

うことができないと認められること。

4 市長は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

5 市長は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が捕獲等を実施するときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

7 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を適当な飼養栽培施設に收容するとともに、その他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第12条 市長は、前条第1項の許可を受けた者が同条第4項の規定により許可に付された条件に違反し、又は同条第7項の規定に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、相当の期限を定めて飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条第1項の許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例に基づく処分に違反した場合において、指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすと認めるときは、その許可を取り消すことができる。

(土地所有者等の義務)

第13条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、指定希少野生動植物の保護に留意しなければならない。

(助言又は指導)

第14条 市長は、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(調査等の推進)

第15条 市長は、次に掲げる事項について推進し、その結果を定期的にこの条例に基づく指定又はその解除その他この条例の適正な運用に活用するものとする。

(1) 野生動植物の個体の生息又は生育の状況の調査及び研究

(2) 野生動植物の個体の生息地又は生育地の状況の調査及び研究

(3) 前2号に掲げる事項のほか、野生動植物に関して必要な調査及び研究

(監視員の設置)

第16条 市長は、希少野生動植物の保護のため、必要な監視、指導等を行うことを目的として、希少野生動植物保護監視員を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定に違反して捕獲等をした者

(2) 偽りその他不正の手段により第11条第1項の許可を受けた者

(3) 第12条第1項の規定による命令に違反した者

第19条 第11条第4項の規定により付された条件に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円

以下の罰金に処する。

第20条 第11条第6項の規定に違反して同条第5項に規定する許可証を携帯せずに捕獲等をした者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。